

中央社会保険医療協議会の所掌事務について

健康保険法

厚生労働大臣は、療担規則・薬担規則を定めるとき、又は食事療養、選定療養若しくは療養に要する費用の額の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

社会保険医療協議会法

中央社会保険医療協議会は、下記の事項について、厚生労働大臣の諮問に依りて審議、答申するほか、自ら厚生労働大臣に建議することができる。

- 療養に要する費用の額（診療報酬点数）
- 入院時食事療養費の額
- 特定療養費の額（基礎的部分に係る額）
- 訪問看護療養費の額
- 選定療養の種類
- 保険医療機関及び保険医療費担当規則、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
〔健康保険法第70条第1項及び第72条第1項〕
〔健康保険法第86条第1項第1号〕
- 特定承認保険医療機関の要件を定める厚生労働省令（登録省令）
- 指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）
〔健康保険法第92条第2項〕

○ 健康保険法（大正十一年四月二十二日法律第七十号）

（療養の給付）

第六十三条

- 2 食事の提供である療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）に係る給付は、同項の給付に含まれないものとする。

（保険医療機関又は保険薬局の責務）

第七十条 保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、第七十二条第一項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

（保険医又は保険薬剤師の責務）

第七十二条 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

（療養の給付に関する費用）

第七十六条

- 2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。

（社会保険医療協議会への諮問）

第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項（これらの規定を第八十五条第九項、第八十六条第十二項及び第十三項、第一百条第七項並びに第一百四十九条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条第二項若しくは第七十六条第二項（第一百四十九条において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

（入院時食事療養費）

第八十五条

- 2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「標準負担額」という。）を控除した額とする。

（特定療養費）

第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる療養を受けたとき

は、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の附属施設である病院その他の高度の医療を提供するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する病院又は診療所であって厚生労働大臣の承認を受けたもの（第十三項において準用する第六十五条の規定により、病床の全部又は一部を除いて承認を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「特定承認保険医療機関」という。）のうち自己の選定するものから受けた療養
- 2 特定療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額）とする。
 - 一 当該療養（食事療養を除く。）につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額

（訪問看護療養費）

第八十八条

- 4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額とする。

（指定訪問看護の事業の運営に関する基準）

第九十二条

- 2 前項に規定するもののほか、指定訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

○ 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）

（所掌事務）

第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項
- 二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項
- 三 健康保険法第六十三条第二項の規定による定め、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第八十六条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定による厚生労働省令、同法第二十九条ノ四第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項